

仕 様 書

- 1 業務名
中工場ダイオキシン類測定業務
- 2 業務場所
中工場 広島市中区南吉島一丁目5番1号
- 3 委託期間
契約締結の日から令和9年3月31日まで
- 4 実施要領
 - (1) 測定項目
PCDDs、PCDFs及びコプラナーPCBの同族体及び異性体の濃度
 - (2) 検体数
別表-1のとおり。
 - (3) 測定方法
別表-2のとおり。
 - (4) 検体採取月日
別表-1に基づき、別途協議して定めるものとする。
なお、施設の稼働状況及び天候等により、実施月日を変更することがある。
 - (5) 検体採取
受注者が実施し、採取に当たっては、事故防止に万全を期すこと。
 - (6) 検体採取場所
別表-2のとおり。
- 5 現場責任者
受注者は契約締結後、広島市委託契約約款第8条に基づき選任した現場責任者の氏名をすみやかに発注者に対し報告するものとする。
現場責任者に変更があったときも同様とする。
- 6 報告
 - (1) 広島市委託契約約款第12条に定める委託業務実施報告書は、次の事項を記載した報告書とし、検体採取日から40日以内に発注者へ提出するものとする。
なお、検査結果において、異常と思われる事項を発見した場合は、直ちに発注者に対し、報告するものとする。
 - ① 採取年月日及び場所
 - ② 測定結果(各化合物の濃度、試料の検出下限、定量下限及び毒性等量をまとめた表を含む。)
 - (2) 報告書の大きさは原則としてA4版とし、2部提出するものとする。
 - (3) 測定結果の添付資料
 - ① 内標準物質の回収率の確認結果、GC/MS-SIMクロマトグラム

② 採取状況写真

なお、精度管理に関する情報等について、発注者の求めに応じて記録を提出すること。

(4) ダイオキシン類対策特別措置法第28条第3項の規定による報告書の作成

7 その他

(1) この仕様書に疑義があるとき、又は定めのない事項については、発注者と受注者の間で協議して定めるものとする。

(2) 業務の実施に伴い排出される温室効果ガスを削減するため、次の温暖化防止の取組に努めること。

- ① 電気、石油等エネルギー及び水道の使用に当たっては、節減(省エネ)する。
- ② 使用する資材、機械器具の選定に当たっては、省エネ商品やエコ商品を選択する。
- ③ 廃棄物(ゴミ)の排出に当たっては、減量化、リサイクルを行う。
- ④ 自動車を使用する場合には、エコドライブを行う。

別表－1

年間測定計画表(中工場ダイオキシン類測定業務)

| 区 分 | 検体数 |
|----------|-----|
| 排ガス [1号] | 1 |
| 排ガス [2号] | 1 |
| 排ガス [3号] | 1 |
| 焼却灰 | 7 |
| ばいじん | 5 |
| 下水道放流水 | 1 |

別表－2

測定方法と採取場所(中工場ダイオキシン類測定業務)

| 測 定 名 | 測 定 方 法 と 採 取 場 所 |
|----------|--|
| 排ガス | <p>測定方法は、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第2条に定める方法とし、毒性等量への換算は同法施行規則第3条第1項の規定によるものとする。</p> <p>採取場所は、別紙採取地点図のとおり。</p> |
| 焼却灰・ばいじん | <p>測定方法は、「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第2条第2項第1号の規定に基づき環境大臣が定める方法」(平成16. 12. 27 環告80)に定める方法とする。</p> <p>採取場所は、別紙採取地点図のとおり。</p> |
| 下水道放流水 | <p>測定方法は、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第2条に定める方法とし、毒性等量への換算は同法施行規則第3条第1項の規定によるものとする。</p> <p>採取場所は、別紙採取地点図のとおり。</p> |